

学校法人 康学舎

横浜中央看護専門学校

同窓会会則

学校法人康学舎 横浜中央看護専門学校

同窓会会則

(総則)

第1条 本会は横浜中央看護専門学校同窓会と称する。

第2条 本会の事務局は、神奈川県横浜市神奈川区新町11番1
横浜中央看護専門学校内に置く。

(目的及び組織)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 総会の開催
2. 会誌及び会報の発行
3. 本会の目的達成のために必要な事業（式典の花束等）

第5条 本会の会員は、横浜中央看護専門学校の卒業生を以て組織する。
卒業生以外の現職看護学校教職員は賛助会員とする。

(役員)

第6条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 会計監査 2名

第7条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に支障がある際はその責務を代行する。
3. 書記、会計は本会の庶務、会計事務を行う。
4. 会計監査は総会年に会計事務を監査する。

第8条 役員の仕事は3年とし、再任を妨げない。なお、補欠役員の仕事は前任者の残任

期間とする。

2. 役員の変更は、総会開催年とする。

第9条 役員を選出は次の通りとする。

1. 役員は総会で会員中より公選し、ほかの役員の兼任を認めない。

2. 補欠の役員については、役員会の承認を経て会長が任命することができる。

第10条 本会に顧問を置くことができる。

顧問は役員会の承認を経て、会長が委託する。

(総会)

第11条 総会は本会の最高決議機関で、3年に1回開催し、活動方針、役員改選、会務の報告、その他提出課題の議決をする。

第12条 本会議決は、出席会員の多数決とする。

2. 緊急を要する時は、役員の書面での審議で総会に代えることができる。

(役員会)

第13条 役員会の構成及び運営は以下の通りとする。

1. 会長、副会長、理事、書記、会計を以て構成する。

2. 本会議決は、出席会員の多数決とする。

第14条 役員会は必要時開催し、総会の議案に関する事項、本会に必要な細則に関する事項、その他関係事項の議決をする。

第6章 会計

第15条 本会の資金は会費、寄付金その他の収入とする。

1. 本会の会費は終身会費とし、卒業時に1万円を納入する。

2. 本会の予算は役員会の決議によりこれを施行し、決算は役員会の承認を得て会員に報告する。

3. 賛助会員の会費は徴収しない。

第16条 同窓会費用の使用に関する規定は、役員会に諮って、別に会長がこれを定める。

(雑則)

第17条 この会則の改正は、総会の決議によらなければならない。

第18条 慶弔に関する規定は役員会に諮って、別に会長がこれを定める。

第 19 条 各期生より委員を 1 名選出する。委員は各期生の連絡事務を行う。

第 20 条 会員は各自の異動のある時は、遅滞なく事務局に通知すること。

附則

1. この会則は、平成 29 年 3 月 4 日より施行する。
2. 第 5 条 現職看護学校教員を現職看護学校教職員に修正。(令和元年 7 月 1 日訂正)
3. 第 6 条・第 7 条 3 項目の理事に関する文章を削除。(令和元年 7 月 1 日訂正)
4. 第 16 条に同窓会費用の使用に関する項目を追加。(令和元年 7 月 1 日訂正)